

(公印省略)
障第 981-10002 号
令和 6 年 3 月 8 日

指定障害福祉サービス事業所等
管理者 様

群馬県健康福祉部
障害政策課長 齊藤 猛

令和 6 年 4 月 1 日から算定する加算等届出書の提出期限について (通知)

障害保健福祉行政の推進につきましては、日頃より御尽力いただき厚く御礼申し上げます。
標記につきましては、通常、加算の算定を受けようとする指定障害福祉サービス事業所等は、算定を受ける前月の 15 日までに、必要書類を都道府県知事等に提出することとなっています（「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」（平成 18 年 10 月 31 日障発第 1031001 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知等））。令和 6 年度につきましては、報酬改定の影響を考慮し、令和 6 年 4 月 1 日から算定する加算等届出書の提出については、下記のとおり変更します。

記

1. 提出内容について

種別	提出期限
令和 6 年 4 月 1 日から算定する加算等の届出 ・令和 6 年度報酬改定で変更となる加算、新規取得、変更など。 ※「介護給付費等の算定に係る体制等状況一覧表」の項目に変更がある場合は、届出が必要です（人員配置区分の変更も含む）。	令和 6 年 4 月 15 日（月）
前年度の実績を用いて算定する基本報酬・加算 ・年度ごとに算定を見直す必要があります。算定の有無や区分等に変更がない場合、及び算定が終了となる場合も提出が必要です。	

※中核市（前橋市、高崎市）が所管する施設につきましては、中核市の指示に従ってください。

※計画相談支援、障害児相談支援に係る届出は市町村へ御提出ください。

※令和 6 年度報酬改定の概要については、厚生労働省ホームページを御確認ください。

「令和 6 年度障害福祉サービス等報酬改定について」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000202214_00009.html

2. 提出方法及び提出先

(1) 郵送の場合 上記期限必着

【提出先】

障害政策課

- ・ 支援調整係 地域移行支援、地域定着支援、自立生活援助
- ・ 地域生活支援係 訪問系サービス、共同生活援助
- ・ 施設利用支援係 障害者支援施設、日中活動系サービス、短期入所

児童福祉課 ※令和6年4月1日から障害児サービスは児童福祉課が所管します

- ・ 障害児支援係 障害児入所支援・障害児通所支援

(2) メールの場合

①障害者サービス事業所

shougai-todokede@pref.gunma.lg.jp あて提出期限日中に提出

送信するメールの件名は、「【サービス名】【事業所名】加算等届出書」としてください。

(例) 【生活介護】【就労継続】【多機能型事業所ぐんま】加算等届出書

②障害児サービス事業所

提出先等詳細は後日担当係から連絡します。

3. 提出資料の掲載場所

現在掲示されている書類は、現在の様式です。令和6年度報酬改定に伴う、届出様式等の詳細については、厚生労働省及び子ども家庭庁から通知が発出され次第、サービスを所管する担当係から別途連絡及びホームページに掲載をさせていただきます。(3月下旬の見込み)

【掲載予定場所】

群馬県ホームページ

- ・ 「障害福祉サービス事業者 指定申請様式一覧」
<https://www.pref.gunma.jp/page/6184.html>

- ・ 「障害児通所支援事業の申請・届出等について」
<https://www.pref.gunma.jp/page/2768.html>



障害者サービス様式一覧



障害児サービス様式一覧

4. 問合せ先

本通知に関する質問は以下の障害福祉サービス等質問・相談フォームにてお願いします。

障害福祉サービス等質問・相談フォーム

【URL】 <https://forms.office.com/r/NWUKQwDykr>

